

奈良県公安委員会告示第350号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づき、御所市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和8年6月16日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐

| 旅客の運送の用に供する自動車が 停車又は駐車をする乗合自動車の停留所 | | 停車又は駐車を する旅客の運送 の用に供する自 動車の範囲 | 停留所における左欄の停 車又は駐車が道路又は交 通の状況により支障がな いものとなるようにする ため必要と認める事項 |
|---------------------------------------|--------------------|--|---|
| 停留所名称 | 所在地 | | |
| 小林 | 奈良県御所市大字榎羅806番地の1先 | 「御所市内 公共交通」の 自家用有償旅 客運送の用に 供する自動車 (通称「ひま わり号」)に限 る。 (運行事業者： 奈良交通株式 会社) | 最左欄の停留所 における左欄の停 車又は駐車は、左 欄に係る運行時間 内に限る。 最左欄の停留所 を使用している一 般乗合旅客自動車 運送事業者と運行 時刻について調整 を図ること。 |
| 猿目橋 | 奈良県御所市大字榎羅1316番地先 | | |